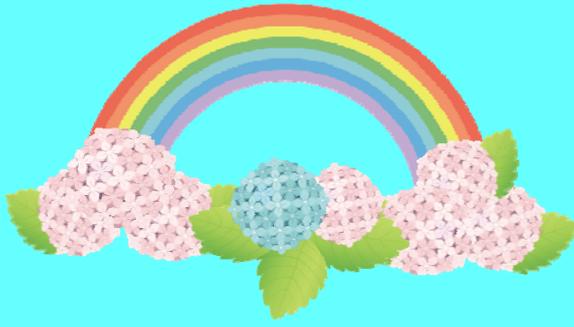


公益認定等委員会だより



第74号 平成30年6月8日発行



内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人 **i**nformation

をご覧ください

<https://www.koeki-info.go.jp/>

風通しの良い組織運営を行っていますか？
～(公財)日本レスリング協会のいわゆる
「パワーハラスメント」疑惑を手がかりとして～



公益法人の適正な事業運営の参考となる、具体的な取組等について紹介しています(P.2～3参照)

目次

- P.2～3
風通しの良い組織運営を行っていますか？
～(公財)日本レスリング協会のいわゆる
「パワーハラスメント」疑惑を手がかりとして～
- P.4
平成30年度税制改正関係資料(公益法人関連)
を公表しました！
- P.5
平成30年度 法人との対話について
- P.6
公益認定申請サポートに関する情報・法人運営
相談等について



平成30年5月末現在の法人数等

		公益法人数		一般法人数 (注)
		税額控除法人数		
内閣府	社 団	806	121	632
	財 団	1,669	328	849
都道府県	社 団	3,360	115	4,034
	財 団	3,713	446	2,927
合 計		9,548	1,010	8,442

(注) 公益目的支出計画実施法人

風通しの良い組織運営を行っていますか？

～(公財)日本レスリング協会のいわゆる「パワーハラスメント」疑惑を手がかりとして～

- ◆ 平成30年4月27日、公益認定等委員会は、(公財)日本レスリング協会に対し、いわゆる「パワーハラスメント」疑惑等に関して報告要求を行い、同日、山下委員長が記者会見においてその内容を公表しました。
- ◆ 今回の報告要求には、公益認定等委員会から、適正な事業運営のために行うべきいくつかの具体的な取組として例示したものが含まれています。
- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えるなかで、他のスポーツ関係公益法人においても、本報告要求において例示した取組を自らを振り返る際の材料としていただきたいと考えています。



山下委員長による記者会見の様相

① 「ハラスメント」への対応について

- 「ハラスメント」は、どのような組織においても発生し得るものであり、公益法人も例外ではありません。
- 倫理規程等を作っても、実際に機能していますか？



取組の例

- 「ハラスメント」行為の防止に向けた研修の実施
- 外部の者が通報を受け対応を行う、いわゆる「外部窓口」の設置を含め、「ハラスメント」行為等に対する実効性ある苦情処理システムの構築



風通しの良い組織運営を行っていますか？（続き）

② 選手等との十分なコミュニケーションを

- 選手等から「選手に対する支援が不十分ではないか」や「選考プロセスが不透明ではないか」といった声が上がったことはありませんか？



取組の例

- 選手に対し、最適な練習環境を整備・提供するための基本的な仕組みの構築
- 選手への支援に一定の制約が生じる場合、丁寧なコミュニケーションに最大限努力
- 選手選考プロセスの透明性を向上させ、選手等直接の関係者はもちろん広く社会に対しても、選考結果に対する説明責任をしっかり果たす

以上は、直接的にはスポーツ関係の公益法人に向けたものですが、それ以外の法人においても、「ハラスメント」に対する①の取組はもちろん、②の取組も、例えば表彰・選考を必要とする事業を行う際などに参考になると思います。

引き続き、公益法人として事業を適正に実施していただきますようお願いします。

今回の(公財)日本レスリング協会に対する報告要求の詳しい内容は、
公益法人informationからご覧いただけます

公益法人informationトップページ ➡「内閣府からのお知らせ」
➡「(公財)日本レスリング協会に対する報告要求について」をクリック
(URL) https://www.koeki-info.go.jp/pdf/hokokuyokyu_resuringu0427.pdf



平成30年度税制改正関係資料(公益法人関連)を公表しました！

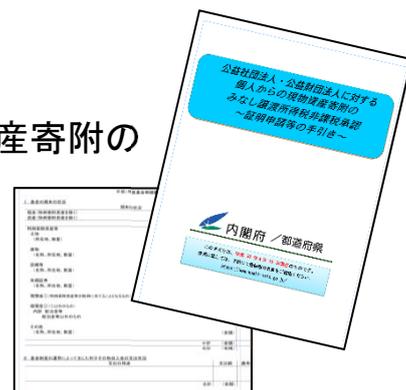
- ◆ 現物資産を寄附した場合、寄附であっても、時価で資産の譲渡があったものとみなして、譲渡所得等(時価と取得額の差額)を計算し、みなし譲渡所得税等が課税されます。
 - ◆ 一方、公益法人等に対する現物寄附のうち、国税庁長官の承認を受けた寄附については、みなし譲渡所得税等が免除される特例措置があります(⇒参考①参照)。
 - ◆ 上記に関し、平成30年度税制改正により、公益法人内に特定の要件を満たす「基金」を設け、当該「基金」に組み入れられる等の一定の要件を満たす寄附財産については、短期間で国税庁長官の承認を受けられることや、公益目的事業の用に直接供した期間に関わらず寄附資産を処分して他の資産を取得すること等が可能となりました(特例の拡充)。
- 以下のサイトで関係資料を公表しておりますので、ご参照ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人  nformation

- 公益社団法人・公益財団法人に対する個人からの現物資産寄附のみなし譲渡所得税非課税承認～証明申請等の手続き～
- 基金明細書の様式雛形(エクセル形式)

<https://www.koeki-info.go.jp/administration/index.html>



● 国税庁ホームページ

- 平成30年4月1日施行「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし(平成30年4月)

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h30kouekihoujin_01.pdf

【譲渡所得等の非課税の特例に関するその他の参考資料】(国税庁ホームページ)

- 参考①「公益法人等に財産を寄附(贈与又は遺贈等)した場合の譲渡所得税の非課税の特例について」(平成29年6月)

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h29kouekihoujin_02.pdf

- 参考②「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の「承認特例」の対象が拡充されました！」(平成29年4月)

http://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/h29kouekihoujin_01.pdf

平成30年度 法人との対話について

- 公益認定等委員会においては、審査、監督に並ぶ第三の重要な柱として、国民・市民のための公益の増進の在り方を、公益法人をはじめとする法人の関係者と共に考え続け、その成果を広く発信する「法人との対話」を推進しています。具体的には、公益法人等の関係者と対面し、相互に情報発信や意見交換を行い意思疎通を図る活動を今年度も行う予定です。

(参考)今年度の「法人との対話」活動予定

https://www.koeki-info.go.jp/commission/pdf/20180419_houjin_taiwa.pdf

1. 法人関係者との対話:「ラウンドテーブル」

公益の増進に向け、国民・市民の立場や思いに配慮することが大切であるという認識の下、互いに意識の共有に努めるため、公益認定等委員会の委員と公益法人等の関係者が率直な意見交換を行います。



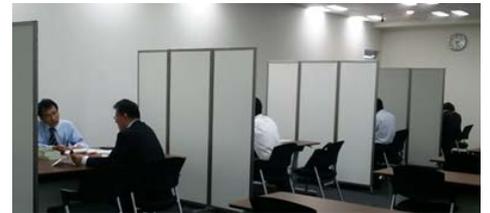
2. 法人訪問

公益法人の活動実態についての理解を深めるため、公益認定等委員会の委員が公益法人を訪問し、当該法人の活動状況の視察や意見交換を行います。

3. 法人向け相談会・セミナー等の開催

□ テーマ別セミナーの開催

公益法人の運営全般の中から、関心が高いと思われるテーマを取り上げたセミナーを開催します。テーマ及び日程が決まり次第、HP「公益法人information」やメールマガジン等でご案内します。



□ 公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会の開催

公益認定申請、公益目的支出計画の実施及び公益法人の運営に関し、内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)が個別に対応する相談会を開催します(無料)。

平成30年度「公益認定申請及び公益法人の運営に関する相談会」開催予定(平成30年6月時点)

■ 6～9月の開催予定

- ・6月13日(水) 東京第1回(中央大学駿河台記念館)
- ・6月28日(木) 大阪第1回(イオンコンパス会議室)
- ・7月25日(水) 東京第2回(日本消防会館)
- ・8月29日(水) 東京第3回(日本消防会館)
- ・9月5日(水) 京都第1回(キャンパスプラザ京都)
- ・9月26日(水) 東京第4回(日本消防会館)

■ 10月以降の開催予定

- ・東京第5～8回(平成30年11月～31年3月)
- ・福岡(平成30年10月)
- ・大阪第2回(平成30年11月)
- ・京都第2回(平成31年2月)

詳細が決まり次第、HP「公益法人information」、本相談会の運営事業を受託している(株)全国非営利法人協会(全国公益法人協会)のHP、メールマガジン等で随時ご案内します。

※ 個別相談と併せて、公益法人制度の基本事項、機関運営、財務基準及び業務運営に関して内閣府職員が説明する「簡易セミナー」も開催します。年度前半は、初任者の方や制度の基本を再確認したい方を主な対象としています。

公益認定申請サポート・法人運営相談等について



本誌情報の申込み・応募方法などの詳細は、以下のサイトをご覧ください。

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人 information

<https://www.koeki-info.go.jp/>

公益認定の申請や公益法人の運営を支援するため、内閣府では、各種のサポートを無料で提供しています。公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下のサポートをご活用ください。

公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

窓口相談

《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される法人を対象に1回45分の窓口相談を実施しています。6月末から7月上旬にかけて、8月分の予約を受け付けます。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「窓口相談」）

電話 03-5403-9558
FAX 03-5403-0231
メール sodan-juri@cao.go.jp

電話相談

公益認定申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03-5403-9669
時間 平日10時～16時45分

公益認定申請及び公益法人・一般法人の運営に関する相談会 《要事前申込》

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計等）による相談会を全国で開催しています（1法人につき1時間程度）。今後の開催予定は下記のとおりです。

（詳細は、公益informationトップページ⇒「法人向けセミナー・相談会などのお知らせ」をご覧ください）

- 6月28日（木）大阪第1回：大阪市北区 イオンコンパス会議室
- 7月25日（水）東京第2回：東京都港区 日本消防会館
- 8月29日（水）東京第3回：東京都港区 日本消防会館

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

「公益法人information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>) について

公益法人制度に関する各種情報（法制度、公益認定申請や法人運営サポート、寄附等）を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます（トップページ⇒「公益法人とは」⇒「公益法人等の検索」をクリック）。



活動紹介を希望する 公益法人を募集しています

多くの方に公益法人の活動を知っていただく機会とするため、「公益法人information」及び本誌（月1回発行）で、法人の活動紹介を行っています。掲載のご希望がありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

Facebook、Twitter、メールマガジンでも公益法人に関する情報発信を行っています。

本誌についての問い合わせ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係

電話 03-5403-9524
メール: koueki-info@cao.go.jp



※本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典を引用いただきますようお願いいたします。